

小児医療費助成制度

問 子育て支援課 子ども福祉班 ☎(内線)3364

9月から医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大!



養育者の所得に関わらず、平成17年4月2日～平成20年4月1日
生まれの方が新たに対象になります。

申請がお済みでない方は対象となる児童の健康保険証をお持ち
になり、子育て支援課で手続きをお願いします。



町ホームページ
「小児医療費の助成」

在宅障害者福祉手当のお知らせ

問 福祉支援課 障害福祉班 ☎(内線)3353

在宅障がい者の福祉増進のため、在宅障害者福祉手当を支給します。

- **対象者** 7月1日現在、施設などに入所していない、町内居住の在宅障がい者で、次のいずれかに該当する方(所得制限あり)
 - 身体障害者手帳をお持ちの方
 - 療育手帳をお持ちの方
 - 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- **申請期限** 9月29日(金)
- **支給時期** 10月末ごろ(年1回)
- **支給額** 障がいの程度により異なります。詳しくはお問い合わせください。
- **申請方法** 障害者手帳、印鑑、預金通帳など振込先が分かるものをお持ちの上、福祉支援課へ。



● 注意事項

- 既に受給している方は、新たに申請する必要はありません。
- 7月1日以降に亡くなられた方は、申立書の手続きが必要になります。
- 令和5年1月1日現在で町に住民登録されていない方は、課税(非課税)証明書が必要になります。住民登録されていた市区町村で取得してください。

町ホームページ
「愛川町在宅障害者福祉手当」



認可外保育施設の保育料を助成します

子育て世帯の経済的負担軽減のため、私設保育施設(認可外保育施設)に入所している児童の保護者に助成金を交付します。

問 子育て支援課 子ども保育班 ☎(内線)3363

- **対象** 次の要件を全て満たす児童の保護者
 - 町内在住で、私設保育施設(町外含む)に月単位で入所している就学前の児童
 - 保護者の就労など、真にやむを得ない事情により児童の保育ができないため、私設保育施設に入所している児童
 - 幼児教育・保育無償化の対象となっていない児童

※ 該当となる施設については、お問い合わせください。
- **助成金額** 児童1人につき、月額2,500円

- **申請期限** 4月～9月分は、9月15日(金)までに申請してください。
- **申請方法** 次のものをお持ちの上、子育て支援課へ
 - ① 交付申請書
 - ② 在籍証明書
 - ③ 保護者の就労証明書、母子健康手帳など
 - ④ 印鑑

※ ①～③の用紙は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て支援課などで配布しています。

町ホームページ「私設保育施設」



農業経営収入保険に関する説明会を開催します

問 農政課 農政班 ☎(内線)3532

「収入保険制度」の内容をご理解いただき、収入保険への加入促進を図るため、神奈川県農業共済組合(NOSAI神奈川)にご協力いただき、次のとおり説明会を開催します。

- **日時** 9月28日(木) 午後7時～8時
- **場所** 農村環境改善センター2階 集会室
- **申し込み** 9月26日(火)までに、農政課へ



町ホームページ
「農業経営収入保険
の加入者に補助金を
交付します」

農業経営収入保険制度とは

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を補償する国の保険制度です。

ご利用ください!「農業経営収入保険加入促進事業補助金」

農業者の経営安定の一助として、農業経営収入保険に加入する農業者に対し、保険料の一部を助成する「農業経営収入保険加入促進事業補助金」をご利用ください。

- **助成金額** 支払済み保険料の2分の1以内(上限5万円)
- **助成期間** 初年度申請から3年間